厚岸町森林整備計画

計画期間

自　令和　４年　４月　１日

至　令和１４年　３月３１日

（令和６年４月１日変更）

北　海　道　厚　岸　町

変更履歴

変更理由	変更内容	適用年月日
令和４年12月27日に変更となった地域森林計画に適合させるため	・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の変更 ・間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法の変更 ・木材等生産林のうち「特に効率的な施業が可能な森林」の変更 ・文言の整理	令和　５　年　４　月　１　日
令和５年12月26日に変更となった地域森林計画に適合させるため	・立木の伐採（主伐）の標準的な方法の変更 ・文言の整理	令和　６　年　４　月　１　日

目　　　　次

Ⅰ　伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　1　森林整備の現状と課題・・・・・　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　2　森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　（1）地域の目指すべき森林資源の姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・2
　（3）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　3　森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

Ⅱ　森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第1　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）・・・・・・・・・・・・・5
　1　樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　3　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　（1）木材等生産林に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　（2）その他伐採に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第2　造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　1　人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　（1）人工造林の対象樹種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　（2）人工造林の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　（3）伐採跡地の人工造林をすべき期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　（4）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　2　天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　（1）天然更新の対象樹種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　（2）天然更新の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・１２
　4　森林法第10条の９第４項の規定に基づく伐採中止又は造林をすべき旨の命令の基準・・１３
　（1）造林の対象樹種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
　（2）生育し得る最大の立木の本数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
　5　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

第3　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準・・１３
　1　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・１３
　2　保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　（1）下刈り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　（2）除伐・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　（3）つる切り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　3　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

第4　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　1　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・１６
　（1）水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源かん養林）・１６

（２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健
　　文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林・・・・・・・・・・・・１６
（３）快適な環境の形成及び水源のかん養の機能の維持増進を図るための、森林施業を推進
　　すべき森林（準生活環境保全林）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区
　域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（１）区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（２）施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
３　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
（１）水資源保全ゾーン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
（２）生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
（３）生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
（４）豊かな海保全ゾーン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
（５）施業実施協定の締結の促進方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
（６）その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項・・・・・・・・・・２０
１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・・・・２０
２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策・・・２０
３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・２１
４　森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
５　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
１　森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・・・・・・２１
３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・２１
４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・・２２
１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項２２
（１）路網密度の水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
（２）作業システムに関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項・・・・・・・・・２３
３　作業路網の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
（１）基幹路網に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
（２）細部路網に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

第８　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
（１）人材の育成・確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
（２）林業事業体の経営体質強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項・・・・・・２５
（１）林業機械化の促進方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
（２）高性能機械を主体とする林業機械の導入目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
（３）林業機械化の促進方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・２６
４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

Ⅲ　森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
第１　鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・・・・・・２７
（1）区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
（2）鳥獣害の防止の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
２　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

第２　森林病害虫の駆除、予防及び火災の予防その他の森林の保護に関する事項・・・・・・２８
１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２８
（1）森林病害虫等の駆除、予防の方針及び方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
（2）その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）　・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
３　林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・・・・・・・・・２９
５　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
（1）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林・・・・・・・・・・２９
（2）その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
１　森林経営計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
（1）森林経営計画の記載内容に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
（2）森林法施行規則第33条第１号ロの規定に基づく区域・・・・・・・・・・・・・・・・３０
２　生活環境の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
３　森林の整備を通じた地域振興に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
４　森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
５　住民参加による森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（1）地域住民参加による取組に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（2）上下流連携による取組みに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（3）その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
６　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
（1）特定保安林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
（2）法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法・・・・・・・・・・・３１
（3）森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・３３
（4）森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に
に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

別表１　公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域・・・・・３５
別表２　公益的機能別施業森林の区域のうち、施業方法を特定すべき森林等の区域・・・・５４
別表３　植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・７０

Ⅰ　伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題

本町は、北海道の東南部に位置し、北には根釧原野、南には厚岸湾・厚岸湖を有し太平洋に面しており、道内では古くより漁業を中心に発展してきました。海や山の自然に恵まれている一方、冬の厳しい気候や夏の海霧など厳しい自然環境も抱えています。

本町の総面積は73,926ha で、その57%にあたる42,394ha が森林です。民有林の面積は26,530ha で、道有林は7,654ha、町有林4,649ha、私有林14,227ha となっています。そのうちカラマツやトドマツを主体とした人工林の面積は、7,848ha、人工林率は30%と全道平均34%を下回っています。（面積数値は北海道林業統計より H27.4.1現在）

人工林の齢級構成では、35年生以下の若い林分が多く、今後、保育や間伐を適切に実施していくことが重要です。

森林には、私たちの生活に欠かすことのできない木材生産の場としての大切な役割に加え、近年、地球環境問題についての関心の高まりや心の豊かさを重視し、自然とのふれあいを大切にするなど、人々の価値観やライフスタイルが変化してきており、森林のもつ国土や環境の保全、水源のかん養など公益的機能がこれまでに増して評価されてきています。特に本町では、基幹産業である水産業の資源増殖や農業環境の保全、さらに水源確保には森林のもつ多様な機能が不可欠であり、生活を支える重要な社会資本として認識され、河川周辺の水源かん養を主体とする公益的機能の高い多様な森林造成が求められてきています。

しかし、今日の林業は、木材単価の低下等の要因から、高齢化や後継者不足による森林所有者の森林施業への意欲減退や、造林事業の担い手不足による伐採後の更新が滞ることが懸念されております。

このような状況を受け、本町の森林整備計画樹立の考え方として森林資源の循環利用を進め将来の国産材時代の到来に備えての経済資源の造成による地域林業の振興に加え、とりわけ本町においては森林のもつ公益的機能を持続的かつ有効に発揮させていく必要があるため、流域単位での大きな視点で環境保全を主眼においた山づくりが重要です。

このため、私有林の山づくりを主体的に担う森林組合と連携し、漁業者などいわゆる川下住民と上流域の酪農家や林業・木材産業の関係者が一体となり、地域住民の理解と参加を得ながら生産性の低い私有林の整備に加え、公有化した町有林には森林の適正な保有を行うなど、生活や産業基盤を支える貴重な環境財として森林造成を積極的に推進する必要があります。

２　森林整備の基本方針

（１）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに豪雨の増加等の自然環境の変化、さらに急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化を考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施により、健全な森林資源の維持造成を行います。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靭化対策を

推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林ＧＩＳの効果的な活用を図ることとします。

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

当町における森林について、地域ごとの特性や自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じ、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定します。

公益的機能別施業森林については、水源かん養機能の維持増進を図る森林について「水源かん養林」、山地災害防止機能や土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、快適な環境の形成及び水源のかん養機能の維持増進を図る森林について「準生活環境保全林」、保健・レクリエーション機能や文化機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、水道取水施設上部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」に、また保健・文化機能等維持林においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し、特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」に、河川においては「豊かな海保全ゾーン」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理運営に必要不可欠であり、山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備に努めることとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとします。

【森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源かん養機能	水源かん養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び裸地化を回避するよう推進する。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した私設が整備されている森林。 史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 なお史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
	生物多様性 水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業や保全を推進する。

	ゾーン	保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。
水源涵養・快適環境形成機能	準生活環境保全林		遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林。	生活環境の保全のための役割を果たしつつ、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が穏やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成された成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

厚岸町独自の上乗せゾーン

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
厚岸湾・厚岸湖保全機能	豊かな海保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地化を防ぎ、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
水源涵養機能	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地化を防ぎ、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。

（３）その他必要な事項

ア　長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

イ　森林の有する公益的機能が重視される森林で風害を受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

ウ　種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法または文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業に努めることとします。

エ　当町では人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため「北海道人工林資源管理方針」に基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むこととします。

３　森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林・林業・木材産業関係者等との合意形成を図りながら、委託による森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

立木の伐採については、Ⅰの２「森林整備の基本方針」を踏まえ、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、適切な森林施業の方法により、立木を伐採することとします。

１　樹種別の立木の標準伐期齢

当町における立木の標準伐期齢は、標準的な自然条件及び社会的条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準に、次のとおり定めます。なお、標準伐期齢は地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。

また、標準伐期齢は森林経営計画の実施基準や保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

樹種		林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	ヤナギ（注1）	5
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注2）	25

（注１）　町長が認める敷料等の木質バイオマス利用の促進を図るために短伐期で主伐を繰り返すヤナギ林に限ることとし、保安林及び保安施設並びに公益的機能別施業森林は除きます。

（注２）　「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（1）立木の伐採のうち主伐については更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとします。

ア　皆伐

皆伐については、主伐のうちイの択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離等の社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮します。

なお、一箇所あたりの伐採面積は原則として20ヘクタールを超えないこととし、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

また、環境に配慮し、町有林において行う皆伐は、一箇所あたりおおむね５ヘクタールまでの小規模なものとします。

イ　択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、単木、帯状または樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合となるよう伐採することとし、原則として材積にかかる伐採率が30％以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40％以下）となるよう行うこととします。

なお、択伐にあたっては森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持することとし、適切な伐採率によることとします。

（2）主伐にあたっては、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯幅を間に確保し、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮することとします。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木は標準伐期齢以上であることを目安として選定することとします。

（3）伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚樹の生育状況等に配慮することとします。なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要のある森林においては、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

（4）複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残するよう留意し、森林を構成している樹種や林分構造等を勘案するとともに下層木に十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間をもって行うこととします。

3　その他必要な事項

（1）木材等生産林に関する留意事項

適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐を取り入れた長伐期施業による資源の平準化を図ることとします。なお、長伐期施業を実施する林分は、間伐による適切な密度管理が行われている箇所や、風雪害の少ない地域など、導入可能であるか判断しながら進めることとします。

（2）その他伐採に関する留意事項

ア　林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

イ　次の地域は林地崩壊や生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また伐採後の更新が困難なことから、皆伐を行わないよう努めることとします。

（ア）確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

（イ）土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

（ウ）野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

ウ　伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走

行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

エ　伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合には必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合で降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採や搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど、時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

オ　特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。特に、クマゲラ、シマフクロウ、クマタカ及びオオタカなど希少鳥類の営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間に配慮し、伐採の内容や時期を調整することとします。

カ　集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は，使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項

Ｉの２の森林整備の基本的な考え方等を踏まえ、適切な森林整備の方法により、人工造林を行うこととします。

（1）人工造林の対象樹種

ア　人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本とし、また地域における造林種苗の需給動向や木材需給等に配慮し、次のとおり定めます。

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選定することに努めることとします。

人工造林の対象樹種
カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ、ヤチダモ、カツラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、その他郷土樹種

イ　多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、樹種の選定は幅広く検討します。

特に河川沿いについては河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、広葉樹の積極的な植栽に努めることとします。

なお、山腹崩壊の危険性の高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等、深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽について検討することとします。

ウ　育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。

（２）人工造林の標準的な方法

ア　育成単層林を導入または維持する森林

（ア）寒風害等の気象害や病虫害に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。

特に、水源かん養林や山地災害防止林などは、公益的機能の発揮の必要性から、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

（イ）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、木材等生産機能の発揮が期待できる森林においては、将来にわたって育成単層林として維持していくこととします。

（ウ）効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

（エ）地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮した上で、全刈りまたは筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

（オ）植栽時期は次のとおり春または秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど､苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

植栽時期	樹種	植栽時期
春植え	全樹種	～ ６月上旬
秋植え	全樹種	9月中旬 ～ 11月上旬

（カ）植栽本数は次の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮とともに植栽コストを軽減する場合は、次表に関わらず本数の低減についても併せて検討することとします。

特に、クリーンラーチなどは、初期成長が早く、通直性や耐鼠性に優れていることから、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

【植栽本数】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位　本／ha

仕立ての方法	樹種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針葉樹	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	―

（キ）効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとします。

なお、コンテナ苗の植栽時期は(オ)の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けを行うこととします。

イ　育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合には、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

カラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。 ↓ カラマツの標準的な植栽本数が ha あたり2,000本とすると、 2,000×0.3＝600 となり、カラマツを ha あたりおおむね600本以上植栽することとなります。 この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が常に維持されるよう配慮するためのものです。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

また、択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

（４）その他必要な事項

効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入による低コスト化に努めることとします。

２　天然更新に関する事項

（１）天然更新の対象樹種

天然更新は、稚樹の生育状況や母樹の存在等の対象森林の状況はもとより、気候、地形、地質、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新を図れる森林において行うこととし、対象樹種を次のとおり定めます。

天然更新の対象樹種	
天然下種更新	イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど
ぼう芽更新	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど

（２）天然更新の標準的な方法

ア　天然更新の完了の判断基準

（３）で定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50ｃｍ程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種（注１）の稚幼樹等（注２）が、幼齢林（注３）では成立本数が立木度（注４）３以上、幼齢林以外の森林では林地面積（注５）に対する疎密度が30％以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ周辺の植生の草丈に50ｃｍ程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度３以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30％以上となった状態をもって更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業または植栽により更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定める標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」（平成24年５月15日付け森林第111号森林計画課長通知）によることとします。

（注１）　高木性樹種とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ樹高が10ｍ以上になる樹種です。

（注２）　稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

（注３）　幼齢林とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

（注４）　立木度とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度３は期待成立本数の３割が更新した状態をいいます。なお、伐採後５年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、次のとおりとします。

立木度＝現在の林分の本数／当該林分の期待成立本数×10（注６）

（注５）　林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

（注６）　期待成立本数とは、天然更新をすべき期間が満了した日における天然更新すべき

本数の基準で、樹種や階層により異なります。

○広葉樹

階層	上層	中層	下層
期待成立本数	300本／ha	3,300本／ha	10,000本／ha

○針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる。）

階層	上層	
期待成立本数	カラマツ	300本／ha
	その他針葉樹	600本／ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林。（標準伐期齢に達した天然林。）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの。

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの。

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期（６～８月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かきまたは植え込み等を行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じて補植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新を完了させることとします。期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して７年を経過する日までに天然更新補助作業または植栽により更新を図ることとします。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適正な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機

能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

ア　気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

イ　水源かん養機能の早期回復が特に求められる水質資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

（2）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

公益的機能別施業森林における水源かん養林のうち、水資源保全ゾーンとして指定した森林については、良質な水の安定供給を確保する観点から、伐採後は植栽により機能の早期回復を図るため、別表３とおり指定します。

なお、これらの森林において主伐を行う場合は、１の(3)「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行うこととし、植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

4　森林法第10条の９第４項の規定に基づく伐採中止又は造林をすべき旨の命令の基準

（1）造林の対象樹種

ア　人工造林の場合

１の(1)によることとします。

イ　天然更新の場合

２の(1)によることとします。

（2）生育し得る最大の立木の本数

２の(2)における「５年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」によることとします。

5　その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど、林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採するもので、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう適切な伐採率により繰り返し行うこととします。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造を維持され根の発達が促されるよう行い、特に高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

保育コストの低減や労働災害の防止のため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次のとおりとします。

樹種 （生産目標）	施業方法	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	２回	３回	４回	5回	
カラマツ （グイマツとの交配種を含む） （一般材）	植栽本数：2,000本／ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本／ha	17	24	32	40	−	・選木方法：定性及び列状 ・間伐率（材積率）：20～35% ・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：７年 ・標準伐期齢以上の森林における間伐間隔：８年
トドマツ （一般材）	植栽本数：2,000本／ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本／ha	20	27	35	44	−	・選木方法：定性及び列状 ・間伐率（材積率）：20～35% ・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：８年
アカエゾマツ （一般材）	植栽本数：2,000本／ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本／ha	21	27	35	45	58	・選木方法：定性及び列状 ・間伐率（材積率）：20～35% ・標準伐期齢前の森林における間伐間隔：９年

※　「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（(地独) 北海道立総合研究機構林業試験場発行)」などを参考とした。

※　植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なる場合がある。

２　保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法及び主要樹種ごとの標準的な実施の時期等は次のとおりとします。

（１）下刈り

下刈りは、植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

（２）除伐

除伐は、下刈り終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽木などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適切な時期に適切に除去することとします。

なお、植栽樹種以外であっても、その生育状況や森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成の対象とすることも検討します。

（３）つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って除去することと

し、除伐と併せて行うことを基本とし、つる類の繁茂状況に応じて行うこととします。

（下刈）

樹種	年 植栽時期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	春	①	①	①	①						
	秋		①	①	①	①					
トドマツ	春	①	①	①	①	①	①				
	秋		①	①	①	①	①	①			
広葉樹	春	①	①	①	①	①	①				
	秋		①	①	①	①	①	①			
アカエゾマツ	春	①	①	①	①	①	①				
	秋		①	①	①	①	①	①			

（除伐・つる切り）

樹種	年 植栽時期	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春	△									
	秋		△								
トドマツ	春				△						
	秋					△					
広葉樹	春						△				
	秋							△			
アカエゾマツ	春				△						
	秋					△					

①：下刈り１回　　②：下刈り２回　　△：除伐・つる切り

※カラマツにはグイマツとの交配種を含む。

３　その他必要な事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。特に枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

また、防災的な見地から林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、間伐の推進に努めるものとします。

ア　間伐や枝打ち等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。

イ　間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するなど適切に処理するものとします。

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林です。

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、住民の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置づけ､山地災害防止林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の維持増進が不可欠であることから、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮する森林として取り扱うこととします。

（１）水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源かん養林）

ア　区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源かん養機能の評価区分が高い森林など、水源のかん養の機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

イ　施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表２のとおり定めます。

（２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア　区域の設定

（ア）土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により人命や人家等施設への被害のおそれのある森林、その他山地災害防止・土壌保全機能の評価区分が高い森林など、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

（イ）快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

（ウ）保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、

都市計画に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡、名勝、天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

イ　施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとします。

公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、一部を皆伐しても適切な伐区の形状・配置等により伐採後もこれらの機能が確保できる森林については長伐期施業を推進すべき森林として定めた上で一部を皆伐することを可能とし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね２倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林については、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表２のとおりとします。

（３）快適な環境の形成及び水源のかん養の機能の維持増進を図るための、森林施業を推進すべき森林（準生活環境保全林）

ア　区域の設定

快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林において、特に厚岸湖・厚岸湾の水質保全上重要で施業の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえた上で別表１のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

快適な環境の形成機能、また、水源かん養機能の維持増進を図るために、伐期の延長を推進すべき森林として別表２のとおり定めます。

２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）区域の設定

林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性

を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。
なお、森林の有する公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。

（２）施業の方法
木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安とします。
また、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。特に効率効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

樹種	（参考）主伐時期の平均直径	仕立て方法	主伐時期
カラマツ （グイマツとの交配種を含む）	一般材生産・34cm	中庸仕立て	50年
トドマツ	一般材生産・27cm	中庸仕立て	55年
アカエゾマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	75年

３　その他必要な事項
当町の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、１の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。
（１）水資源保全ゾーン
ア　区域の設定
水源かん養林のうち、属地的に水源かん養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において特に水質保全上重要であり、伐採の方法等を制限する必要があると認められる森林について、それぞれの森林の立地条件等を踏まえ、水資源保全ゾーンとして別表１のとおり定めます。
特に、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第９号）第17条の規定による水資源保全地域に指定された森林についても、原則として水資源保全ゾーンとして定めるものとします。
イ　施業の方法
１の水源かん養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表２のとおり定めます。
また、特に急傾斜地等土砂の崩壊または流出のおそれのある森林については、択伐による

複層林施業を推進すべき森林として、別表２のとおり定めます。

施業にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬期間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう配慮することとします。

（２）生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア　区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与えるおそれのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等の特に保全が必要と認められる森林について、河川の両岸、湖沼周辺から原則20m以上の区域を生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）として別表１のとおり定めます。

イ　施業の方法

１の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として、別表２のとおり定めます。

施業にあたっては、作業路・集材路等は既設路線の使用に努めるとともに、重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるなど、伐採及び造材に伴う地表のかく乱を最小限に抑えるよう配慮することとします。

（３）生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア　区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林及び特に保護地区として保全が必要と認められる森林について、生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）として別表１のとおり定めます。

イ　施業の方法

１の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として、別表２のとおり定めます。

施業にあたっては伐採等による環境の変化を最小限に抑えることに配慮し、森林の保護を図ることとします。

（４）豊かな海保全ゾーン

ア　区域の設定

良質な水の安定供給を特に確保する観点から、厚岸湖・厚岸湾に注ぐ河川周辺において伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえた上で別表１のとおり定めます。

イ　森林施業の方法

厚岸湖・厚岸湾の水質を保全する観点から、河川岸より30m以内の森林については極力皆伐を控えるものとして、別表２のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬期間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。

（5）施業実施協定の締結の促進方法

緑化活動その他森林の整備及び保全を図ることを目的とする特定非営利活動法人等の活動においては、１または２で定めた施業の方法により施業が進められ、または機能の発揮がより期待される取組等について、施業実施協定を締結し、森林の施業及びそのために必要な施設の設置等を支援していくことを検討します。

（6）その他

該当なし

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林の森林所有者は、５ ha 以下の森林を所有する小規模森林所有者が全所有者数の51.77%、その所有面積は632.16ha となっています。これは当町の一般民有林面積の3.34%を占めるものであります。また、一般民有林のうち人工林が7,848ha あり、保育や間伐または主伐を行うにあたっては施業の集約化によるコスト低減、また木材の安定供給にも配慮する必要があります。

このため森林組合やその他林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業または経営の実施等を図るため、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるとともに森林所有者等への働きかけ、施業集約化と長期施業受委託等に必要な方法の周知をはじめとした普及啓発活動を行うこととします。

また、意欲ある森林所有者・森林組合・民間林業事業体への長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、林地台帳等の整備と情報提供を行い、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。

このほか、森林組合等による提案型施業の普及・定着を促進のし、面的にまとまった共有林や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について、森林組合等による森林の所有・経営の円滑化を推進することとします。

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業または経営を受託する際には、受託者である森林組合や林業事業体と森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内において、受託者自ら森林

の経営を行うことができるよう造林・保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加え、森林経営計画が、施業を行う森林のみならず当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意します。

また、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4　森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図ることとします。

また、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことも検討し、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

なお、制度活用にあたっての意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に、経営管理が行われていないと考えられる森林を対象として実施するよう努めるものとします。

5　その他必要な事項

該当なし

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

1　森林施業の共同化の促進に関する方針

当町の森林所有者の70%は５ ha 未満の小規模な森林所有者であり、森林施業を計画的、効率的に行うために、町、森林組合、森林所有者で地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施業の集約化を図ることに努めることとします。

また、当町の森林所有者は農家が多く施業単位も零細なため、経営の共同化に向けた取り組みが必要です。このため、集団化が可能な地域にあっては、道、町、森林組合等による森林所有者への説明を通じて、森林施業を共同で行うための森林所有者間の合意形成を図るなど、適正な森林施業の促進に努めます。

2　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

共同化をより確実に進めるため、森林施業の共同実施及びこれに必要な作業路網等の設置及び維持管理等を内容とする施業実施協定の締結について検討することとします。

また、共同による森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など、森林管理の適正化を図ることとします。

3　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することに努めることとします。

（1）一体として効率的に施業を実施するために必要な路網、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関して必要な事項をあらかじめ明確にすることとします。

（2）共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすることとします。

（3）共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすることとします。

4　その他必要な事項

該当なし

第7　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

（1）路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位　路網密度：m ／ ha

区分	作業システム	路網 密度	
			基幹路網
緩傾斜地（ 0° ～ 15° 未満）	車両系作業システム（注1）	110以上	35以上
中傾斜地（15° ～ 30° 未満）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30° 以上）	架線系作業システム（注2）	20（15）以上	20（15）以上

（注1）　「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

（注2）　「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用。

（注3）　「急傾斜地」の（ ）書きは広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採や搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

（2）作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化及び高効率化を図るために、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることに主眼を置いた労働生産性の向上が不可欠となります。

このため、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した

高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地（0°～15°未満）	フェラーバンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		（ハーベスタ・プロセッサ）
	フェラーバンチャー	スキッダ【全木】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
				（ハーベスタ・プロセッサ）
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		（ハーベスタ）
	ハーベスタ	フォワーダ【単幹集材】	（ハーベスタ）	（フォワーダ）
中傾斜地（15°～30°未満）	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		（ハーベスタ・プロセッサ）
急傾斜地（30°以上）	チェーンソー	スイングヤーダ【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	（ハーベスタ・プロセッサ）

※（　）は、前工程に引き続き同一機種により実施するもの。
※【　】は、集材方法。
※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

2　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画の期間内に基幹路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり定めます。

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
サンヌシ地区	777ha	サンヌシ	5,000m	①	
サッテベツ地区	71ha	サッテベツ第5	2,000m	②	

3　作業路網の整備に関する事項

（1）基幹路網に関する事項

ア　基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森林第1280号北海道水産林務部長通知）により作設することとします。

イ　基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたって育成単層林として維持する森林を主体として、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

単位　延長：km　面積：ha

開設／拡張	種類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半５カ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道		太田東	1				
開設	自動車道		サンヌシ	5.2／1	777	○	①	起点：サッテベツ 終点：サンヌシ
開設	自動車道		若松	1				
拡張	自動車道(改良)		ルークシュポール	1				法面保全
開設	自動車道		別寒辺牛２号	4.4／1	274	○		起点：別寒辺牛 終点：若松

ウ　基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年３月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」（平成８年５月16日付け８林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

（２）細部路網に関する事項

ア　細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年３月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）により作設することとします。

イ　細部路網の維持管理に関する事項

北海道が定める森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が森林施業の目的に従って継続的に利用できるよう、適正に管理することとします。

４　その他必要な事項

該当なし

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

（１）人材の育成・確保

林業従事者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒への支援のほか、新規就業者、現場技能者に対する知識・技術

の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組み、就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進します。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとします。

（2）林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林組合との事業連携や森林整備事業の掘り起こし、林業経営コンサルタントなどのほか経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

さらに、林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者等が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択できるようにするとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に取り組むこととします。

国の「森林・林業基本計画」では、適正かつ効率的な森林施業のため、林業事業体に関する情報の登録・公表や評価する仕組みの導入を推進することとされており、これを受けて北海道により「北海道林業事業体登録制度」が創設されたところです。

本制度を当町においても活用することとし、森林所有者等が森林施業を林業事業体に委託して実施するにあたり、本制度により登録・公表された事業体情報に基づいて事業実行者を選択することができるように周知するとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に努めることとします。

2　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

（1）林業機械化の促進方向

木材の生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、緩傾斜地における林内作業では、チェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタによる伐倒、枝払い、玉切り作業とフォワーダによる短幹集材作業のシステムを活用するなど、高性能林業機械による効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。

また、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取り組むものとします。

（2）高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区分		現状（参考）	将来
伐倒		チェンソー フェラバンチャー プロセッサ ハーベスタ	チェンソー フェラバンチャー プロセッサ ハーベスタ
造材		チェンソー プロセッサ	チェンソー プロセッサ
集材		林内作業車 小型集材機	林内作業車 小型集材機
造　林 保育等	地拵	チェンソー	
	下刈	刈払機	
	枝打ち	人力	自動枝打機

（3）林業機械化の促進方策

地域の実情に応じた高性能林業機械の導入による省力化と生産性の向上、生産コストの低減労働、安全衛生面の向上に努めることとします。

森林組合や林業事業体に対しては、高性能林業機械の開発状況や導入事例等を説明するとともに、高性能林業機械の実演会、講習会等への参加を勧め、高性能林業機械による新システムの普及を図ることに努めることとします。

また、高性能林業機械の導入にあたっては、国及び道の助成・融資制度の活用を支援することとします。

3　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要であります。

地材地消の推進にあたっては、地域材の利用に向けた地域住民への普及啓発活動による需要促進を図り、また、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき策定した「厚岸町地域材利用推進方針」（平成25年３月策定）に即して、公共建築物における積極的な木材・木製品の利用、住宅用建築材、森林バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進します。

このような需要に対して地域材を安定供給するため、木材流通の合理化、木材産業の体質強化の推進し、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28 年法律第48 ）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

○林産物の生産・流通・加工・販売施設の現状

製材施設	集成材加工施設	木材加工施設	菌床センター	木炭生産施設
２カ所	１カ所	１カ所	１カ所	１カ所

4　その他必要な事項

本町は、豊富な森林資源を有していますが、主要産業である農林業の低迷などから就業の場が限られたものとなっており、今後、若者やＵＪＩターン者などを積極的に受け入れ、地域のコミュニテイや経済の活性化を図っていくため、新たな産業の育成などを通じて、就業機会の創設・確保を図る必要があります。また当町は、都市にない多くの魅力や可能性を秘めており、こうした地域公有の魅力を地域住民が自覚し、その特性を活かしながら都市との共生・対流の促進を図っていく必要があります。このため、地域資源を活用した新たな産業の育成、就業の場の創設を行政と地域住民さらには外部の関係者が一体となって検討していきます。

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

（１）区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及びエゾシカ被害マップデータ等から食害・剥皮等の被害がある森林及びその周辺に位置し被害発生のおそれがある森林について、エゾシカによる被害を防止する措置を講じるべき森林として、次のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報、その他エゾシカによる森林被害または生息情報により補正することとします。

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ha）
エゾシカ	１林班～184林班	18,8922.53ha

【道有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ha）
エゾシカ	１林班～30林班、50林班～53林班	7,642.92ha

（２）鳥獣害の防止の方法

エゾシカ被害に対しては、人工林及び人工植栽の予定地を中心に、侵入防止柵の設置と維持管理、枝条巻き、あるいは現地調査による森林のモニタリングや巡視、わなによる捕獲など、効果を有すると考えられる方法を単独または組み合わせて実施することとします。なお、侵入防止柵については設置後の改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図ることとします。

被害防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策との調整を図りながら進めることとし、森林内における効率的な捕獲技術の開発等については関係団体や試験研究機関

等と連携するなど、総合的な対策を講じることとします。
特に、生息密度が高い地域においては、巡回などにより被害の発生状況を的確に把握するとともに、被害を確認した場合または発生のおそれがある場合、森林組合等関係団体と連携し、適切な被害防止対策を早期に講じるよう努めることとします。

2　その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域におけるエゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかを把握するため、現地調査や情報交換の場を設け、また、林業関係者や森林所有者等からの情報収集等を行うことに努めることとします。

また、食害のおそれのある地域における造林樹種の選定にあたっては、アカエゾマツなどの嗜好性の低い樹種の植栽も検討することとします。

第２　森林病害虫の駆除、予防及び火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

（１）森林病害虫等の駆除、予防の方針及び方法

森林病害虫等については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病害虫等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うこととします。

なお、森林病害虫のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

（２）その他

森林病害虫の被害の早期発見に努めるとともに、当町と釧路総合振興局等の指導機関及び関係団体等と連携し、早期防除に努めることとします。

2　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）

（１）野ねずみによる森林被害はエゾヤチネズミによるカラマツの食害が主であることから、カラマツの植栽を行う際は野ねずみの生息場所となる枝条のたい積を避け、また、発生動向等も踏まえて防鼠溝を設置するなどの対策に努めることとします。

（２）鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他野生鳥獣による被害については、その早期発見及び適切な防除を行うほか、試験研究機関等と連携し、防除技術の開発等に努めることとします。

（３）森林の保護にあたっては、野生鳥獣の生息を確認した場合、生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮するよう努めることとします。

3　林野火災の予防の方法

山火事による森林被害を未然に防止するため、森林の巡視活動やポスター等を利用した予防啓発を行うこととします。

なお、森林の巡視は森林レクリエーションのための利用者が特に多い地域を重点的に行い、また、春先の乾燥時期には巡視活動を強化し、山火事の発生防止に努めることとします。

4　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林における火入れを実施する場合は「厚岸町火入れの許可に関する条例（昭和61年条例第17号)」に基づき、風向きなど気象条件に十分配慮し、適切に実施することとします。

5　その他必要な事項

（1）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

（2）その他

ア　気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ　森林の巡視にあたっては、私有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

ウ　湿原及び湿原流入河川等、河川及び湖沼周辺の森林については、水辺域に生息・生育する野生生物の環境を保全するため、水量の安定供給、水質の浄化や土砂の流出防止に配慮し、極力伐採を控え、連続した水辺林を整備するなど適切な保護･管理に努めます。

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

1　森林経営計画の作成に関する事項

（1）森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し計画に基づいた施業を行うことは、厚岸町森林整備計画の達成に寄与するものであることから、森林所有者等に対する制度の周知や計画の作成を支援することとします。

なお、森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画することとします。

ア　Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
イ　Ⅱの第４の公益的機能別施業森林の施業方法
ウ　Ⅱの第５の３の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
エ　Ⅲの森林の保護に関する事項

（２）森林法施行規則第33条第１号ロの規定に基づく区域

区域	林班	区域面積（ha）
上尾幌区域	28林班	94.48ha

２　生活環境の整備に関する事項

特になし

３　森林の整備を通じた地域振興に関する事項

町有林の間伐施業地等から林地残材を集材し、厚岸町有機資源堆肥センターの水分調整材及び厚岸町営牧場の敷料として使用するおが粉を製造しています。

今後も森林資源を有効活用するため、間伐等の森林施業の際に発生する林地残材の活用を図ることとします。

４　森林の総合利用の推進に関する事項

特になし

５　住民参加による森林の整備に関する事項

（１）地域住民参加による取組に関する事項

愛冠地区に、小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、森林センターにおける参加プログラムの中に森林･林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進することとします。

また、厚岸湖・湾の環境保全のため、河川周辺の森林整備が急務となっており、特に別寒辺牛川上流沿いの林地863.1752ヘクタールを年次計画により造林事業を進めているが、更に公益的機能を発揮させるため、広葉樹を主体とした植林を進めることとします。また『町民の森』に町民が自ら植林・保育し、公益的機能の高い森林の整備を進めることとします。

（２）上下流連携による取組みに関する事項

尾幌川、ホマカイ川は、本町の上水道の水源です。また、別寒辺牛川並びに大別川は、本町の基幹産業である沿岸漁業を育成するため、厚岸湖の水質などの環境保全に重要な役割を果たしています。このようなことから、河畔林造成を上下流の住民・団体などに参加を促し積極的に整備を図ることとします。

（３）その他

里山林などの保全・整備・利用の推進に関し、本町において、その多くを水土保全機能を重視した森林と位置づけます。里山林は、身近な生き物の生息や生育の場となっているとともに

町民の憩いの場となっています。このため、自然と調和した潤いと安らぎのあるまちづくりを目指して、景観や環境を保全するための適切な運用を図ることとします。

６　その他必要な事項

（１）特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。その整備にあたっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

なお、要整備森林は地域森林計画において指定されます。

（２）法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

制限林については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限の強い方の施業方法に基づいて行うこととします。

ア　保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定められた指定施業要件に基づき行うこととし、立木の伐採等を行う場合は許可または届出が必要となります。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

（ア）主伐の方法

ａ　伐採できる立木は、厚岸町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

ｂ　伐採方法は、次の３区分とします。

（ａ）伐採方法の指定なし（皆伐を含む）

（ｂ）択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの）

（ｃ）禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

（イ）伐採の限度

ａ　皆伐面積の限度は、森林法施行令第４条の２第３項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

ｂ　一箇所あたりの皆伐面積の限度は, 20ha を超えない範囲内において次のとおり指定施業要件に定められています。

（ａ）水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20ha 以下とします。

（ｂ）土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha 以下とします。

（ｃ）その他の保安林であって、当該森林の地形、気候、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持または強化を図る必要があるものについては20ha 以下とします。

c　防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m 以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

d　択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないこととします。

e　初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。また、２回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の３を超えるときは10分の３（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の４）とします。

（ウ）特例

a　伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

b　伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。

c　特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とします。

（エ）間伐の方法及び限度

a　間伐をすることができる箇所は原則として樹冠疎密度が10分の８以上の箇所とします。

b　間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

（オ）植栽の方法及び期間

a　伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。

b　植栽は、伐採が終了した年度の翌年度から起算して２年以内に行わなければなりません。

イ　自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は表１により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあっては自然公園法の規定による許可が、道立自然公園にあっては北海道立自然公園条例の規定による許可が必要です。

【表１　特別地域内における制限】

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第１種特別地域	（１）第１種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 （２）単木択伐法は、次の規定により行います。 ① 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 ② 択伐率は蓄積の10%以内とします。

第２種特別地域	（１）第２種特別地域内の森林の施業は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができます。 （２）道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとします。 （３）伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 （４）択伐率は、用材林においては蓄積の30％以内とし、薪炭林においては60％以内とします。 （５）特に指定した風致林については、保育及び保護に努めることとします。 （６）皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとします。 ① 一伐区の面積は、２ ha 以内とします。 ただし、疎密度３より保残木が多い場合または車道、歩道、集団施設地区、単独施設地区等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区の面積を拡大することができます。 ② 伐区は、更新後５年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散させなければなりません。
第３種特別地域	第３種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を行うこととし、特に施業の制限は受けないこととします。

ウ　その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、表２のとおりとします。

【表２　その他の制限林における伐採方法】

区分	制限内容
その他制限林	（１）原則択伐とし、伐採率は蓄積の30％以内とします。 （２）鳥獣保護区特別保護地区内においては、鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。 （３）砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう原則択伐とし、皆伐を行う場合の伐採面積は１ ha 未満とします。 （４）史跡、名勝または天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く）においては、原則禁伐とします。

（３）森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう、釧路総合振興局等の指導機関と連携した普及啓発を進めることとします。

（４）森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

森林がもつ水源かん養機能は、下流域まで広くその機能を発揮するものであることから、ホマカイ川や大別川流域を対象に森林の整備を推進しており、一層の推進を図るため、今後、別寒辺牛川水系全域を含め、適切な森林造成を行っていない森林所有者と町で分収契約を結ぶ分収造林により公益機能の発揮に資するものとします。

別表１　公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1　共通のゾーニング

区　分	森　林　の　区　域		面積(ha)
	林班	小　　　　　班	
水源かん養林	８	09.11	4,296.23
	18	01~07	
	19	02~06.08~09	
	20	02~04.09~13	
	21	01~05.07~09	
	22	02.03.05	
	49	75~77.81.82	
	52	26	
	62	01~15	
	63	01.02.16.17.19~24.26.30.32.33.38~40.42	
	64	03.13~16.18~20.22.23.29~32.34	
	65	06.08.09.14.35.60.61.63.66.67.95.96.101	
	66	01.02.06.24	
	67	01.09	
	68	82.114.151.181	
	69	06~18.20~22.25.27.32~34	
	75	07.11	
	76	59.66	
	77	76.77	
	78	143~145	
	79	16.48	
	84	02.12~14.16~20.32.43.47.48.54~56.58	
	85	01~09.11.12.18.21.38.39.45~49.54.58.59.61~63.65~69.75~78.80~95.101~104.176.192~194.196~199	
	86	01~05.07~11.15	
	87	01~03.05.06.08~10	
	89	08.09.18~20.27	
	97	97	
	99	05~07.14~20	
	100	02.07	
	102	10.12~14	
	112	14~20.24	

	125	23	
	130	01~08.22	
	131	01~03.05.06.10	
	132	04.05.07.09.12.13	
	135	01~14.16.18.25~35.39~45.47~50.52~56.58~69	
	136	01~21	
	137	01~03.05~17.19	
	138	01~16.19.24	
	139	01~24.26.29~44	
	140	01.03~36	
	141	01~04.08~14.61~72.74.75.90.91.96.97.99~105.107.109~117.121~128	
	142	01~05.07~12.18~25.28.29.40.41	
	143	01~10.20.21.25~33	
	144	01~03.06~11.14~18.22~24	
	145	01~10.28~32	
	147	01.04~06	
	148	19.20	
	149	84.96.99.122.127	
	150	52	
	160	06.22~24.26~28	
	161	03.91~93	
	162	51~71.87~89.91~95.98~100	
	163	02.03.05.39.40.54~57.60	
	164	01.02.04.11.18.19.43.44	
	171	06.07.16~32	
	172	02~12.14.16.17~19.22~35	
	173	02~10.14.16.18~49	
	174	01.04.10.21~23	
	176	49.50	
山地災害防止林	2	01~10.12.17~21	1,141.99
	4	01~14	
	5	01	
	6	01~06	
	27	19~22.25.29.32	
	34	39	
	63	18.25.27~29.31.34~37	
	64	33	
	65	11.12.16~19.32.50.62.65.68~76.82.85	
	66	03~05.07~09.11~18.21~23.25.26	

	67	07.12~17.20.21	
	68	21.23.45.47~50.61.62.69.70.73~75.79.104.109.201. 202.218~220	
	75	14	
	77	14.16.29.74.75	
	78	146~148	
	84	33	
	85	79.96~99.178~180.184.188	
	87	07.12	
	90	38.39.46	
	92	03.05~07.11.13	
	93	02.05	
	94	05.06	
	99	02	
	102	11	
	126	04.08.49	
	129	27	
	130	09.12~19	
	131	04.07~09.11~14	
	132	01~03.06.08.10.11	
	141	15.17.18.20~22.25.27.28.32~34.45~52.73.76~80.120	
	142	06.26.27	
	143	11~19.22~24	
	144	12.13.19.~21	
	145	11~27	
	147	07~16	
	149	06.32.46.47.75.91.92.115.123~126.133~135	
	150	21.32.42	
	151	26~29	
	155	02.04.05.09~13.16.18~22.24.25.29.31~55.57.58	
	161	11.17.24.86~90	
	164	33	
	182	63.81.82.85.86	
	183	40~42.70~76.83.86.88~90.94~117.119.121.122.124.129.137~144	
	184	37	
生活環境保全林	1	02~11	633.53
	3	03~07.11	
	8	03.04	

9	08
10	08
11	08
12	04.23.25.26
13	01.06
14	03.09.10
15	06.11.12.17.18.42
16	02.04
19	01.07
20	01
21	06
22	01
24	07.18.28
25	01.04.08.12.18
26	01.05~07.15.17~19.30.31
27	01.07
29	02.07.08.13
31	01.04.08.12.14
32	02.07~09.11.15
34	03~05
36	01
37	01
38	01.08
41	01
42	07
43	05
44	05.06
45	04~06
46	04
47	03
48	01
52	01~22.24.25
57	03.07.09
58	01
59	05
60	03.11.32~35
68	46.51.58.91
97	59.63~66
104	08.10

	105	08.16	
	149	22.58.59.128.131	
	150	22.36	
	155	01.03.06.08.14.15.17.23.28.56.59.60	
	157	03~15.17~26.28.34.35.41.43	
	162	101~103	
	172	36	
	183	120	
	184	35.36	
保健・文化機能等維持林	38	07	700.01
	177	01~06	
	178	01~13	
	179	01~33	
	180	01~21.23~31.33.35~42.44~59	
	181	01~51.53~100	
	182	01~62.64~80.83.84.87.88	
	183	01~23.25~39.44~46.52~57.65.125~128.131~136	
	184	14~34.38~41	
	185	01~05	
木材等生産林	1	12	9897.21
	2	11	
	7	01.02.05~07.09.10	
	8	01.02.05.07.10.13~16	
	9	01~07.10.11	
	10	01~07.09	
	11	01~07.09.12.15~18,19	
	12	01~03.05~11.18~22.24.27	
	13	07.09.12.15	
	14	01.02.04~08.11	
	15	02.04.15.23.29.32.37~41.43~48	
	16	03.06~08.10.11.13.15.21.26~49	
	17	04.05.10.12.14.16~18.21.22.24~34	
	20	06~08	
	22	04	
	23	01~11	
	24	01~06.08.09.11.14~17.30~32	
	25	02.05~07.09~11.13.22~28.32~38	
	26	02.03.08~11.13.14.16.20.23~29.32	

27	02~06.09.10.12~18.23.24.26~28.30.31.33.34
28	01~35.39~68.70~86
29	01.03~06.09~12.15~27.29~32
30	01~06.08.09.11~15
31	02.03.05~07.09~11.13.15
32	01.04~06.10.12~14.16~18.20.21.23~31.33~35
33	01~05.07~26
34	01.02.06~14.16~38.40
35	01~03.05.08~12.14~17.19.20.23~27.36.40.41.46.48.50~92.94.96.97.100.123
36	02.04.07
37	02~04
38	02~06.09~12
39	01~10.13~21
40	01~06.09~19
41	02~10
42	01.03.05.06.08~20
43	01~04.06~11
44	01~04.07
45	01~03.07
46	01~03.05~07
47	01.02.04~07
48	02~05.07.11~17.24.27.29
49	01~09.11~39.41.43~46.50~57.59~74.78~80.83
50	06.07.09.10.13.24
51	11.14.15.19.20.22~26.28
53	01~03
54	01.02.04~10
55	01.06~08.10
56	01.04.05.09~12
57	01.02.04~06.08.10
58	02~07.09
59	01~04
60	01.06.09.37
61	01.02.05~11.13~16.18~33
62	16~18
63	44~46
64	05~07.10~12.25~28.35~38
65	01~03.07.10.13.29.33.41.46~48.54.57.79~81.83.84.87~89.93.97~100

66	10.19.20.27
67	02~06.08.18.19
68	01~12.15.16.20.26.53~55.59.63~67.71.72.74.76~78.84.90.92.93.95.97.104~106.113.118.125.136.137.139~146.157.160~175.180.182~199.207~215.217.221
69	01~05.23.24.26.30.31.35~38
70	01~08
74	02.05~10
75	01~04.15.17~19.21~23
76	10.11.15.22~24.27~30.32~35.37~40.46.48.53.55.58.60.61.64
77	07~09.11~15.17.22~26.30~39.62.64~68.71.72.78.79
78	01~04.06~10.12.13.15.16.18.19.24~27.29~32.39~44.54.62.68.70.73.76~79.96~102.113.117.118.123.140.150.151.154~158
79	02~07.14.15.22.42~44.50.54~57.61~68.72~74.76.79~101.104~110.118~121.123~130.132.135.137
80	02~06.11.13.14.18~23.29.30.32~40.42.43.45~51. 53~70
81	01~05.07~10.13~15.17.19~22.25.30.31.33.34.37. 39.44~47
82	01~09.11~13.16.17.23~26.28.32~35.37~39
83	04~30.32.33.48.50.54~86.89~91. 94.98
84	01.15.27.34.36.38~40.45.46.49.52.57.60~62
85	13.14.17.20.22.28.33~36.41.44.50~53.55~57.64.70~74.111.124~131.135~140.171.172.177.181~183.185.186.189.195.204~207
86	06.12~14.16~21
88	03~18
89	01~07.10~15.21~26
90	01~37.40~45.47~64
91	01~06.11.42.43.49.50
94	12
96	01~12.18~20.31.35.38~40.44~49.52.54.56~58.86~88.97~99.106.109.110.113.118.120.122~124

97	01~08.10.21.35.40~42.44~51.54.55.57.58.60~62.71~73.75.76.79.82~96.98~100.106.110
99	01.03.04.08~13
100	01.03~06
101	03~08.10~12.13~16.20~23.26.28~33.37.39.41.43~ 46.48~51.53.55~64.66~68.71.72
102	01~07.15
103	01.02.04~08
104	01~07.09.11.12
105	01~07.10~15.17~20.22.23
106	01~07.09~13.14
107	01~04
108	01~11
109	01~07
110	01~07
111	01~05.07
112	01~04.06.07.09~12.21.22.25
113	01.03.06.08.11.12.17.18.22.33
114	01.02.04.06.08~11.14.21~25
115	01.04.06.12~15.27.31.38.46.50.51.53.57.58.62.73.77~79.91.93.98.103~106.108.110.113.115~121.123~125.127.130.131.138.140.147~155.157.160.162.165.166.173.175.179.181~183.185~190.193.195.196.199~204.206~214.216~218.905.906
117	01~04
118	03~07.09.10
119	02~12.18~23.27.29
120	03.07.10.13.15~18.20~23.25.27~30.32~38.44.47~49.51~53.55.58
121	01.02.04~06.08.09.11~21.23~25.30~34.39.40
122	01~08.10.11.14~20.23.28.40.48~52
123	01~03.07~10.13.15.16.18.19.21~23.27.29.37~46
124	01~15
125	01~05.07~10.19.22.31~35
126	01.03.05.07.10~18.20~24.29.30.32.36~38.42.43.45.47.50.51.68.71.73~78
127	01~33
128	01~18

129	01~08.13~15.20~22.25.26.29
130	10.20.21
131	15
133	41
135	51.57
141	16.19.24.29~31.35~44.81~87.92 ~95.98.106. 119.129
148	01~12.14~18
149	01~05.07~09.11.13~16.19~21.23~31.33~45.48 ~57.60~74.76~83.85.86.88~90.93~95.97.98. 100~109.111~114.116~121.130.132.136~138. 141~144.146. 151~ 164
150	01~20.23~27.31.33~35.37~41.46.48~51
151	01~07.09~12.14~16.22.24.25.34.35.37~45.49. 50.53.54.57~64
153	01~03.05.07~13.19~23.25.29.30.32.33.38.45.48 ~57
154	01.08.09.12.15.20.22~28.30.31.35.38.52.53.58. 62~64.71
156	01.02.04~06.08.10.18.23.30.36~39.41.43.48.49. 51.52.54.65~.67
157	01.02.27.29~33.36~40.44
158	02~12.15~17.19~21.24.26~34.36~44.46.47.49~ 51
159	01~04.06~09
160	01~05.09.11.12.14.16.17.20.31
161	01~02.04~10.12~16.18~23.25~32.36~39.41.42. 44~46.48.52~59.61.62.65.66.68~74.77~81.83~ 85.94. 95
162	01~50.72~80.82.84~86.90
163	01.06~30.32.33.35~38.41~53.61~67
164	03.05~10.13~16.20.21.23~25.32.35~42.50.58~ 65
165	01~17.19.20.22
166	01.04~11.13~16.18~36
167	01~03.05~13.15.17.19~22
168	01.02.04
169	01~06.10.12~19
170	01.02.04.05.07~11.16.17
171	01~05.08~12.15

	172	13.15.20.21	
	173	01	
	174	17~19	
	175	07~11	
	176	01~07.09~18.20~48.51~58.61~65.67~79.180	
	179	34	
	182	89	
	183	24.43.49~51.58~64.66~69.77~82.84.85.87.91~93.118.123	
	184	01~13.42.43	
特に効率的な施業が可能な森林	11	10.11.13.14	1875.46
	12	12~17	
	13	02~05.08.10.11.13.14	
	15	01.03.05.07~10.13.14.16.19~22.24~28.30.31.33~36.	
	16	01.05.12.14.16~20.22.25.	
	17	01~03.06~08.11.13.15.19.20.23	
	24	19~27	
	25	03.14~16.19~21.29~31.	
	26	22	
	29	14.28	
	35	04.06.07.13.28~35.38.39.43.45.47.49.93.95.	
	36	05.06.11.12	
	40	08	
	42	02.04.	
	48	08.09.18~23.25.56.28	
	50	01.03.11.12.14.18.19	
	51	02~10.13.17.18.27	
	54	3	
	55	02~05.09	
	56	02.03.06~08	
	60	02.04.05.07.08.10.36.38	
	61	03.04.12	
	64	01.02.04.21	
	65	04.15.20~25.27.28.30.31.38~40.42~45.51.53.55 56.58.86.90.	
	68	13.14.17.18.22.24.25.28~31.37~44.57.68.80.83.85~88.94.96.98~103.107.108.110~112.115~117.119~122.124.126~128.131~135.138.147.149.150.152~156.158.159.200.205.206.216.	

69	24.28.29
74	04
75	05.06.09.1012.13.16.20
76	02~09.13.16~18.31.49.50~52.57.65
77	10.73
78	05.82~84.86~92.
82	36
83	44.45.93.
84	04~08.22.26.28~31.50.51
96	50
101	09
103	03
105	08.09.21
106	08
111	06
113	05.07.14.21.27.31.32.
114	03.05.12.13.18~20
115	02.03.07.09~11.20.23~26.28~36.39.40~43.45. 47~49.52.54~56.59~61.63~72.74~76.80~84.86. 87.90.92.94~97.99.101102.107.109.111.112. 114.122.126.128.129.132~137.139.141~146. 156.158.159.161.164.167~172.174.176~178. 180.184.195.197.198.
119	13~17.24~26.28
120	01.02.04~06.08.11.12.19.24.26.31.39~43.45.46. 48.50.54.56.57.
121	03.07.10.22.26~29.35~38.
122	13.22.24~27.29~39.41~47.
123	04~06.11.12.17.20.28.30~36.
125	06.11~18.21.24~30
126	02.06.09.19.25~28.31.33~35.39~41.44.46.48.60 ~67.69.70.72.
129	09~12.16~19.23.24.28
138	05.12.22.23
139	02.13.20.22.24.25.31~34
140	18.26~31
151	56
154	70
164	66
171	14

	176	66	
準生活環境保全林	80	01.07~10	1,022.52
	85	105~110.112~123.141.142.144~170.190.191. 200~203	
	91	10.14~23.25~27.29~40.44~48.51~53	
	92	01.02.04.08~10.12	
	93	01.03.04.06.08	
	94	01~04.07~11.13~20	
	95	01~15.16~20.24~38.40~44.47.48.50~57.59~61. 63~66.69~72	
	96	21~23.26~30.33.59~64.66~83.85.91.94.95.103. 104. 111.112.114~117.121.125	
	97	09.11.13~20.22~34.36~39.102.107	
	98	01~05	
	133	01~20.22.23.25~31.33~40.42.43	
	134	01~06.08.09.11~15.17~27	

２　上乗せのゾーニング

区　分	森　林　の　区　域		面積(ha)
	林班	小　　　　班	
水資源保全ゾーン			
（全部含む）	50	03	4.12
	52	09	
	68	38~40.42.68.98	
	84	50	
（一部含む）	50	01.11.12.14.18.19	404.06
	51	02~10.17.18	
	52	08.10~16.22	
	62	07~09.15	
	63	02.20~23.33	
	64	01.02.04.13.14.16.18~22.31.32	
	65	04.06.08.09.12.14.15.18~25.27.28.30.31.38~40. 42~45.51.53.55.56.58.60.61~63.65.68~71.73~ 76.82.86.90.95.96	
	68	13.14.17.18.22.24.25.28~31.37.39.41.43.44.46. 50.51.57.58.70.80.83.85~89.94.96.99~103.107. 108.110~112.115~117.119~122.124.126~135. 138.147.149~156.158.159.181.200.205.206. 208.216	

		75	05.06.09~13.16.20	
		76	01~09.13.16~18.31.49~52.57.65	
		77	73	
		78	05.82~84.86~92.143~145.148	
		83	44.45.93	
		84	02.04~08.12.13.19.22.26.28~32.51.54	
生物多様性保全ゾーン				
	水辺林タイプ		該当なし	
	保護地域タイプ		該当なし	
豊かな海保全ゾーン				
	（全部含む）	７	10	22.86
		48	15.17.26	
		68	04.06	
		78	16.26.158	
		81	03.25	
		83	06.10	
		85	176	
		115	108.128.172.207	
		120	31	
		122	40	
		123	18	
		180	44	
	（一部含む）	１	06.09	924.3
		２	06.09	
		３	04	
		４	01	
		７	01.05~07.09	
		８	10	
		12	01.02.04.07.18	
		13	01.02.13.~15	
		14	01.07.11	
		17	01.05.06.08~10.12.15.17.20.24	
		18	01.03.06	
		19	05	
		22	02.03	
		23	01.05.06	
		24	11.14.15	
		25	15	
		26	02.03.13.14.16.22	
		27	06.18	

28	01~08.12~18.22.33.41.44.45.49~55.61.63.64.72.76.77.81.84.86
29	01.04.09.12.16.18.20~22.25.26.30
30	13
34	06~08.21.35.36
35	01~03.12~14.33.35.45.52.53.76.82.83
37	02
38	02.07
43	01.02.04.07
44	01~03.07
45	01
46	01.02
47	01
48	02.04.05.09.11.16.19.20.24.25.27.28
49	05~08.16.17.23.24.26.28~31.34.36.73.76
52	05~07
53	01.03
54	06.07
55	01.04
56	01.04~06.12
57	01.02.04.06.08.10
60	03.37
61	01.12
63	44~46
64	07.26
68	05.10.20.82.105.106.113.139~146.165~169.182~184.187.189.191~193.199.207.212.214.215.217
74	04~10
77	11.17.23~26.72.76~78
78	01.06~08.10.12.13.15.24.25.27.29~32.39~44.155~ 157
79	02~04.14~16.50.61.63.64.72~74.76.104~106.108. 109.118~120.135
80	01~04.07~09.45.49.50
81	01.02.04.05.07.19~22.30.31.33.34.37.39.45
82	01
83	04.05.07.09.11~13.16~18.23~28.95
85	12.21.34.35.39.45.46.58.80.90.91.171.192.193
86	01~05.08.16.19

87	01.02.05
88	11.13
89	01.11
90	10.11.16.18.25.35.37.43.44
91	15.35.36
92	12
94	01.11.12.18
96	01~05.07.12.46~49.86.99.113.118
97	01~03.44~51.54.87.89~93.96.97.106
98	01~05
99	01.03.04.06.14 ~20
100	02.05.06
101	03.09.10.15.20~23.26.44~46.48.55.61.62.66.71
103	01.05
104	01~03.09
105	01~04.07.12.14.15.17~19.21
106	02.04~08.10~12
107	01~03
108	01~06.09.10
109	02~04
110	01~05
111	01.02.04
112	01.12
113	01.03.06.10.12.15.21.22.27.29.30.34.35
114	01.11
115	01.03.31.38~40.42.47.51.56.64.66.70.72.73.75. 78~80.100.102.103.105.107.109~111.113.116~ 121.126.127.132.137.139.140.153.154.156.157. 162.163.166~168.171.174.175.177.178.181. 182.187.193.196.199.200.202~204.206.208~ 210
117	01~03
118	03.06.07.09
119	02~04.06.09.10.19.21.23~26.29
120	01~05.11.13.15~20.22.23.25.26.30.33~38.40. 42.44.47.48.51~54.56.58
121	02.04~10.13~15.17~20.30.32~34
122	01.02.04~08.10.11.13~20.22~25.28~32.34~36. 41~ 44.49
123	01.02.04.09.10.19.29.30.34.40~42

124	01.06~08
125	23
126	01.03.04.14~18.20.21.24.29.33.34.38.40.42.43.46.49.50
127	02.04.06~09.13.14.16.25.26
128	01.03.04.07.09~11.13.14
129	01.04.05.07.08.10.11.17.19.20.22~25.29
131	01.03~05.07.09~11.13~15
133	01.05~07.30.31.41
134	01.02.19.20.27
135	01.02.06~09.13.14.16.25.26.28.30~34.41.49~51.54. 58.59
136	02.07.11
139	14
148	11.12.14.17.18
149	09.13.22.24.29.30.33.43~45.53.56.59.76.77.81.82.84.89.93.94.96.99.117.125.127.128.133.134.137.142
150	01.19.20.23.25.27.33.34.36
151	35.37.38.40.41.43.44.49.57.60
153	03.08.13.19.20.22.29.32.33.45.48~51.55~57
154	01
155	01.03~05.17.23.29.33.38.39.50
156	01.02.23.37.41.48.49.51.66.67
157	01.03.07.08.17.29.31.32.34.35
158	02.07~09.21.27~29.31.32.39.40.42.44.50
159	01~04.07.09
160	03.04
161	15.16.27.38.39.55.56.71.77
162	24~26.29~31.44~47.63~67.70.71.75.82.93~98
163	11.20.21.50.51
164	01.18.38.39
165	01.08.11.19.20.22
166	19
167	01.02.05.07.09~11.15.17.20.22
168	01.02
169	01~06.12~14.16
170	08.17
171	01~03.06~08.10.12.14.16~18.22~26.28.29
172	02.06~09.12~15.17.19~21.23~26.28.30.31

		173	01~03.05~08.10.16.18~24.28.31~36	
		174	01.18	
		175	07	
		176	02.06.09.10.12.16.17.20.21.24~30.32.35.39.40.44. 45.48~51.56~58.61.62.64~66.70.74	
		180	02.04.09.10.12.14.26.28.30.31.33.35~37.40.41.44.46.48~59	
		181	21.23~25.41~43.66.74.76.98	
		182	49.53~56	
		183	16~20.27~29.31.52~54	
		184	10.20	

【道 有 林】

1　共通のゾーニング

区分	森林の区域		面積（ha）
	林班	小班	
水源かん養林		該当なし	
山地災害防止林	1	04.13.14	270.10
	2	06.11.64	
	3	1.12	
	4	10.11	
	6	01～07.11.15.20.21.24～28.30～34.42.43.54.57.63.73.75～77.79.84-87.89～91.93.94.98	
	7	01.21.22.24.26.27.39.65.98	
	8	98	
	27	16.17.25.59	
	28	05.22.46.98	
	30	98	
生活環境保全林	6	08～10.12.14.17.29.40.41.44.51～53.55.56.59～62.64～67.72.74.78.80～83.92.96	5,276.70
	7	23.25.40～42.51～64.66.68.70～77	
	8	09.13.19.21-26.40-43.51-66	
	9	全域	
	10	01～12.14.40～44.51～68	
	11	03.07.10～12.39～47.51～53	
	12	05.11.39～44.51～55	
	13	06.10.11.16.39.40.51～57.59.60.62	
	14	01～04.27.28.38～49.51～56	
	15	01.03.04.12.39～43.51～59	
	16	07.11.31.39.41～46.51～62	
	19	21.23.24.39	
	20	02～05.39.40.52～58.60.61	
	21	01～06.39～41.51～58	
	22	01～05.07.10～12.16.20.39.40.41.51～61	
	23	02.03.39～41.51～65	
	24	17～20.39～46.51.52	
	25	21.22.24.26.27.39～46.51～54.97	
	26	20～23.26.27.39～42.51～59	
	27	01～05.07.08.39.42.43.51～58	
	28	03.04.24.27～29.31～33.39.41～45.47～49.51～57	
	29	02.03.05.31.40～42.44～49.51～62	
	30	11.51～55.57～65.67～71	
	50	全域	
	51	全域	
	52	1～4.6.14.15.17.39.41.42.51～63	
	53	14.16～19.39～44.51～55	
保健・文化機能等維持林	1	51.52,54～67,95	2,085.45
	2	5,51～56,58～63,65,91,98,99	
	3	4,5,10,11,16,17,51～61,95,96,98	

	林班	小班	面積（ha）
	4	3,12,21,52～61,64～68,70～72,74～76,90,98	
	5	全域	
	17	全域	
	18	全域	
	19	22.25.26.40～45	
	23	99	
木材等生産林		該当なし	
準生活環境保全林	6	68～71	11.39
	7	69	

２　上乗せのゾーニング

区分	森林の区域		面積（ha）
	林班	小班	
水資源保全ゾーン		該当なし	
生物多様性保全ゾーン			
水辺林タイプ		該当なし	
保護地域タイプ	1	01～03.06.11.12.15.16.48	330.68
	2	12	
	6	14	
	11	39	
	12	39	
	14	39	
	16	39	
	23	39	
	24	39	
	26	39	
	28	39	
	52	39	
	53	39	
豊かな海保全ゾーン			
（一部含む）	2	13～15.95	1,026.40
	4	01.02.04.13.20.51.62.63.69.73.95	
	6	31	
	10	02.04.08.11.59.67	
	13	03～05.39.61	
	15	08.39	
	19	21.23.24.39	
	20	39.51	
	21	39	
	22	39	
	23	01	
	25	39	
	27	39	
	29	01.04.06.39.43	
	30	39	

別表２　森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【一般民有林】

区　分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準(注１)
		林班	小　　班		
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	８	09.11	3,589.37	主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上 皆伐面積：20ha以下
		18	01~07		
		19	02~06.08.09		
		20	02~04.09~13		
		21	01~05.07~09		
		22	02.03.05		
		49	75~77.81.82		
		52	26		
		62	01~15		
		63	01.02.16.17.19~24.26.30.32.33.38~40.42		
		64	03.13~16.18~20.22.23.29~32.34		
		65	06.08.09.14.35.60.61.63.66.67.95.96.101		
		66	01.02.06.24		
		67	01.09		
		68	82.114.151.181		
		69	06~18.20~22.25.27.32~34		
		75	07.11		
		76	59.66		
		77	76.77		
		78	143~145		
		79	16.48		
		84	02.12~14.16~20.32.43.47.48.54~56.58		
		85	01~09.11.12.18.21.38.39.45~49.54.58.59.61~63.65~69.75~78.80~95.101~104.176.192~ 194.196~199		
		86	01~05.07~11.15		
		87	01~03.05.06.08~10		
		89	08.09.18~20.27		
		97	97		
		99	05~07.14~20		

		100	02.07		
		102	10.12~14		
		112	14~20.24		
		125	23		
		130	01~08.22		
		131	01~03.05.06.10		
		132	04.05.07.09.12.13		
		135	01~14.16.18.25~35.39~45.47~50.52~56.58~69		
		136	01~21		
		137	01~03.05~17.19		
		138	01~24.26.29~44		
		139	01~24.26.29~44		
		140	01.03~36		
		141	01~04.08~14.61~72.74.75.90.91.96.97.99~105.107.109~117.121~128		
		142	01~05.07~12.18~25.28.29.40.41		
		143	01~10.20.21.25~33		
		144	01~03.06~11.14~18.22~24		
		145	01~10.28~32		
		147	01.04~06		
		148	19.20		
		149	84.96.99.122.127		
		150	52		
		160	06.22~24.26~28		
		161	03.91~93		
		162	51~71.87~89.91~95.98~100		
		163	02.03.05.39.40.54~57.60		
		164	01.02.04.11.18.19.43.44		
		171	06.07.16~32		
		172	02~12.14.16.17~19.22~35		
		173	02~10.14.16.18~49		
		174	01.04.10.21~23		
		176	49.50		
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注２）	該当なし			主伐林齢：標準伐期齢＋ 10 年以上 皆伐面積：10ha 以下

森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（注３）	63	18.25.27~29.31.34~37	799.07	主伐林齢：注３の表による 皆伐面積：20ha 以下
		64	33		
		66	03~05.07~09.11~18.21~23.25.26		
		67	07.12~17.20.21		
		68	21.23.45.47~50.61.62.69.70.75.79.109.201.202		
		75	14		
		77	16.29.74.75		
		78	146~148		
		84	33		
		85	79.96~99.178~180.184.188		
		87	07.12		
		92	3.5~7.11.13		
		93	2.5		
		94	05.06		
		97	59.63~66		
		104	08.10		
		105	08.16		
		99	02		
		102	11		
		126	04.08.49		
		129	27		
		130	09.12~19		
		131	04.07~09.11~14		
		132	01~03.06.08.10.11		
		141	15.17.18.20~22.25.27.28.32~34.45~52.73.76~80.120		
		142	06.26.27		
		143	11~19.22~24		
		144	12.13.19~21		
		145	11~27		
		147	07~16		
		149	06.32.46.47.75.91.92.115.123~126. 133~135		
		150	21.32.42		
		151	26~29		
		155	02.04.05.09~13.16.18~22.		

				24.25.29.31~55.57.58		
			161	11.17.24.86~90		
			183	40		
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	１	02~11	2,068.91	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70％以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の 1/2 以上を維持する
			２	01~10.12.17~21		
			３	03~07.11		
			４	01~14		
			５	01		
			６	01~06		
			８	03.04		
			９	08		
			10	08		
			11	08		
			12	04.23.25.26		
			13	01.06		
			14	03.09.10		
			15	06.11.12.17.18.42		
			16	02.04		
			19	01.07		
			20	01		
			21	06		
			22	01		
			24	07.18.28		
			25	01.04.08.12.18		
			26	01.05~07.15.17~19.30.31		
			27	01.07.19~22.25.29.32		
			29	02.07.08.13		
			31	01.04.08.12.14		
			32	02.07~09.11.15		
			34	03~05.39		
			36	01		
			37	01		
			38	01.07.08		
			41	01		
			42	07		
			43	05		
			44	05.06		
			45	04~06		
			46	04		
			47	03		
			48	01		

			52	01~22.24.25		
			57	03.07.09		
			58	01		
			59	05		
			60	03.11.32~35		
			65	11.12.16~19.32.50.62.65.68~76.82.85		
			68	46.51.58.73.74.91.104.218~ 220		
			85	187		
			90	38.39.46		
			149	22.58.59.128.131		
			150	22.36		
			155	01.03.06.08.14.15.17.23.28.56.59.60		
			157	03~15.17~26.28.34.35.41.43		
			162	101~103		
			164	33		
			172	36		
			177	01~06		
			178	01~13		
			179	01~33		
			180	01~21.23~31.33.35~42.44~59		
			181	01~51.53~100		
			182	01~88		
			183	01~23.25~39.41.42.44~46.52~57.65.70~76.83.86.88~90.94~117.119~122.124~129.131~144		
			184	14~41		
			185	01~05		
		択伐による複層林施業を推進すべき森林		該当なし		主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30 ％以下又は 40 ％以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の 7/10 以上を維持する

	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する
快適な環境の形成及び水源の涵養の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	80	01.07~10	1,022.52	主伐林齢：標準伐期齢＋10 年以上 伐採率：70 ％以下
		85	105~110.112~123.141.142.144~170.190.191.200~203		
		91	10.14~23.25~27.29~40.44~48.51~53		
		92	01.02.04.08~10.12		
		93	01.03.04.06.08		
		94	01~04.07~11.13~20		
		95	01~15.16~20.24~38.40~44.47.48.50~57.59~61.63~66.69~72		
		96	21~23.26~30.33.59~64.66~83.85.91.94.95.103.104.111.112.114~117.121.125		
		97	09.11.13~20.22~34.36~39.102.107		
		98	01~05		
		133	01~20.22.23.25~31.33~40.42.43		
		134	01~06.08.09.11~15.17~27		
水道水源の保全を図るための森林施業を推進すべき森林	河川岸より 50 m 内皆伐を避ける森林	50	01.03.11.12.14.18.19	408.18	河川岸より 50 m内皆伐を避ける
		51	02~10.17.18		
		52	08~16.22		
		62	07~09.15.22		
		63	02.20~23.33		
		64	01.02.04.13.14.16.18~22.31. 32		
		65	04.06.08.09.12.14.15.18~25.27.28.30.31.38~40.42~45.51.53.55.56.58.60.61~63.65.68~71.73~76.82.86.90.95.96		
		68	13.14.17.18.22.24.25.28~31.37~44.46.50.51.57.58.68.70.80.83.85~89.94.96.98~103.107.108.110~112.		

			115~117.119~122.124.126~135.138.147.149~156.158.159.181.200.205.206.208.216		
		75	05.06.09~13.16.20		
		76	01~09.13.16~18.31.49~52.57.65		
		77	73		
		78	05.82~84.86~92.143~145.148		
		83	44.45.93		
		84	02.04~08.12.13.19.22.26.28~ 32.50.51.54		
豊かな海洋資源の維持増進を図るための施業を推進すべき森林	河川岸より 30 ｍ内皆伐を避ける森林	１	06.09	938.24	河川岸より 30 ｍ内皆伐を避ける
		２	06.09		
		３	04		
		４	01		
		７	01.05~07.09.10		
		８	10		
		12	01.02.04.07.18		
		13	01.02.13~15		
		14	01.07.11		
		17	01.05.06.08~10.12.15.17.20.24		
		18	01.03.06		
		19	05		
		22	02.03		
		23	01.05.06		
		24	11.14.15		
		25	15		
		26	02.03.13.14.16.22		
		27	06.18		
		28	01~08.12~18.22.33.41.44.45.49~55.61.63.64.72.76.77. 81.84.86		
		29	01.04.09.12.16.18.20~22.25. 26.30		
		30	13		
		34	06~08.21.35.36		
		35	01~03.12~14.33.35.45.52.53.76.82.83		

		37	02		
		38	02.07		
		43	01.02.04.07		
		44	01~03.07		
		45	01		
		46	01.02		
		47	01		
		48	02.04.05.09.11.15~17.19.20.24~28		
		49	05~08.16.17.23.24.26.28~31.34.36.73.76		
		52	05~07		
		53	01.03		
		54	06.07		
		55	01.04		
		56	01.04~06.12		
		57	01.02.04.06.08.10		
		60	03.37		
		61	01.12		
		63	44~46		
		64	07.26		
		68	04~06.10.20.82.105.106.113.139~146.165~169.182~184.187.189.191~193.199.207.212.214. 215.217		
		74	04~10		
		77	11.17.23~26.72.76~78		
		78	01.06~08.10.12.13.15.16.24~27.29~32.39~44.155~158		
		79	02~04.14~16.50.61.63.64.72~74.76.104~106.108.109 .118~120.135		
		80	01~04.07~09.45.49.50		
		81	01~05.07.19~22.25.30.31.33. 34.37.39.45		
		82	01		
		83	04~07.09~13.16~18.23~28.95		
		85	12.21.34.35.39.45.46.58.80.90.91.171.176.192.193		

		86	01~05.08.16.19		
		87	01.02.05		
		88	11.13		
		89	01.11		
		90	10.11.16.18.25.35.37.43.44		
		91	15.35.36		
		92	12		
		94	01.11.12.18		
		96	01~05.07.12.46~49.86.99.113.118		
		97	01~03.44~51.54.87.89~93.96.97.106		
		98	01~05		
		99	01.03.04.06.14~20		
		100	02.05.06		
		101	03.09.10.15.20~23.26.44~46.48.55.61.62.66.71		
		103	01.05		
		104	01~03.09		
		105	01~04.07.12.14.15.17~19.21		
		106	02.04~08.10~12		
		107	01~03		
		108	01~06.09.10		
		109	02~04		
		110	01~05		
		111	01.02.04		
		112	01.12		
		113	01.03.06.10.12.15.21.22.27. 29.30.34.35		
		114	01.11		
		115	01.03.31.38~40.42.47.51.56.64.66.70.72.73.75.78~80.100.102.103.105.107~111.113.116~121.126~128.132.137.139.140.153.154.156.157.162.163.166~168.171.172.174.175.177.178.181.182.187.193.196.199.200.202~204.206~210		

		117	01~03			
		118	03.06.07.09			
		119	02~04.06.09.10.19.21.23~26.29			
		120	01~05.11.13.15~20.22.23.25.26.30.31.33~38.40.42.44 .47.48.51~54.56.58			
		121	02.04~10.13~15.17~20.30.32~34			
		122	01.02.04~08.10.11.13~20.22~25.28~32.34~36.40~44 .49			
		123	01.02.04.09.10.18.19.29.30.34.40~42			
		124	01.06~08			
		125	23			
		126	01.03.04.14~18.20.21.24.29.33.34.38.40.42.43.46.49. 50			
		127	02.04.06~09.13.14.16.25.26			
		128	03.04.07.09~11.13.14			
		129	01.04.05.07.08.10.11.17.19.20. 22~25.29			
		131	01.03~05.07.09~11.13~15			
		133	01.05~07.30.31.41			
		134	01.02.19.20.27			
		135	01.02.06~09.13.14.16.25.26.28.30~34.41.49~51.54.58.59			
		136	07.11			
		139	14			
		148	11.12.14.17.18			
		149	09.13.22.24.29.30.33.43~45.53.56.59.76.77.81.82.84.89.93.94.96.99.117.125.127.128.133.134.137.142			
		150	01.19.20.23.25.27.33.34.36			
		151	35.37.38.40.41.43.44.49.			

			57.60		
		153	03.08.13.19.20.22.29.32.33. 45.48~51.55~57		
		154	01		
		155	01.03~05.17.23.29.33.38.39. 50		
		156	01.02.23.37.41.48.49.51.66. 67		
		157	01.03.07.08.17.29.31.32.34.35		
		158	02.07~09.21.27~29.31.32.39. 40.42.44.50		
		159	01~04.07.09		
		160	03.04		
		161	15.16.27.38.39.55.56.71.77		
		162	24~26.29~31.44~47.63~67.70.71.75.82.93~98		
		163	11.20.21.50.51		
		164	01.18.38.39		
		165	01.08.11.19.20.22		
		166	19		
		167	01.02.05.07.09~11.15.17.20.22		
		168	01.02		
		169	01~06.12~14.16		
		170	08.17		
		171	01~03.06~08.10.12.14.16~18. 22~26.28.29		
		172	02.06~09.12~15.17.19~21.23~26.28.30.31		
		173	01~03.05~08.10.16.18~24.28. 31~36		
		174	01.18		
		175	07		
		176	02.06.09.10.12.16.17.20.21.24~30.32.35.39.40.44.45.48~51.56~58.61.62.64~66.70.74		
		180	02.04.09.10.12.14.26.28.30.31.33.35~37.40.41.44.		

			46.48~59		
		181	21.23~25.41~43.66.74.76.98		
		182	49.53~56		
		183	16~20.27~29.31.52~54		
		184	10.20		

【道 有 林】

区分	施業の方法		森林の区域		面積（ha）	森林経営計画における主な実施基準(注１)
			林班	小班		
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林		6	68～71	11.39	主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上 皆伐面積：20ha以下
			7	69		
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注２)			該当なし		主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上 皆伐面積：10ha以下
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林(注３)			該当なし		主伐林齢：注３の表による 皆伐面積：20ha以下
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	1	52.54-58.60.62.63.65～67.95	5,761.02	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢の立木材積の1/2以上を維持する。
			2	05.51～56.58～63.65.94.98.99		
			3	04.05.10.11.16.17.51～61.95.96.98		
			4	03.12.21.52～61.64～68.70～72.74～76.90.98		
			5	全域		
			6	08～10.12.17.29.40.41.44.51～53.55.56.59～62.64～67		
			7	72.74.98		
			8	全域		
			9	全域		
			10	01.03.05.06.09.10.12.14.40～44.51～58.60-66.68		
			11	03.7.10～12.40～47.51～53		
			12	05.40～44.51～55		
			13	06.10.11.16.40.51～60.62		
			14	01～04.27.28.38.40～49.51～56		
			15	01.03.04.12.40～43.51～59		
			16	07.11.31.41～46.51～62		
			17	01.03～06.09～13.40～47.51～57		
			18	02.04～06.08～10.40～45.52～54		
			19	22.25.40～45		
			20	02～05.07.40.52～61		
			21	01～06.40.41.51～58		
			22	01～05.07.10～12.16.20.40.41.51～61		
			23	02.03.40.41.51～65		
			24	17～20.40～46.51.52		
			25	21.22.24.26.27.40～46.51～54.97		
			26	20～23.26.27.40～42.51～59		
			27	01～05.07.08.16.17.25.42.43.51～59		

			28	03～05.22.24.27～33.41～49.51～57.98		
			29	02.03.05.31.40～42.44～49.51～62		
			30	11.51～55.57～65.67～71.98		
			50	01.04.05.07.10～13.22.23.39～49.51～68		
			51	01.05.29.39～45.51～70		
			52	01～04.06.14.15.17.39.41.42.51～63		
			53	14.16～19.40～44.51～55		
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	1	01～04.06.11～16.48.51.59.61.64	1,871.23	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢の立木材積の7/10以上を維持する。
			2	06.11～15.64.95		
			3	01.12		
			4	1.2.4.10.11.13.20.51.62.63.69.73.95		
			6	01～07.11.14.15.20.21.24～28.30.32～34.42.43.54.57.63.72～94.96.98		
			7	01.21～27.39～42.51～66.68.70.71.73.75～77		
			10	2.4.8.11.59.67		
			11	39		
			12	11.39		
			13	3～5.39.61		
			14	39		
			15	8.39		
			16	39		
			17	39		
			18	03.07.51		
			19	21.23.24.26.39		
			20	39.51		
			21	39		
			22	39		
			23	1.39		
			24	39		
			25	39		
			26	39		
			27	39		
			28	39		
			29	1.4.6.39.43		
			30	39		
			52	39		
			53	39		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢の立木材積を維持する

豊かな海洋資源の維持増進を図るための施業を推進すべき森林	河川岸より30m内皆伐を避ける森林	2	13～15.95	55.52	河川岸より30m内皆伐を避ける
		4	01.02.04.13.20.51.62.63.69.73.95		
		6	31		
		10	02.04.08.11.59.67		
		13	03～05.39.61		
		15	08.39		
		19	21.23.24.39		
		20	39.51		
		21	39		
		22	39		
		23	01		
		25	39		
		27	39		
		29	01.04.06.39.43		
		30	39		

（注1）　森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注２、注３に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

（注２）　「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の１伐区あたりの伐採面積は１０ｈａ以下とする必要があります。

（注３）　「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

別表３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域		参考
林班	小班	
52	8	水資源保全ゾーン
52	9	水資源保全ゾーン
52	10	水資源保全ゾーン
52	11	水資源保全ゾーン
52	12	水資源保全ゾーン
52	13	水資源保全ゾーン
52	14	水資源保全ゾーン
52	15	水資源保全ゾーン
52	16	水資源保全ゾーン
52	22	水資源保全ゾーン
62	7	水資源保全ゾーン
62	8	水資源保全ゾーン
62	9	水資源保全ゾーン
62	15	水資源保全ゾーン
63	2	水資源保全ゾーン
63	20	水資源保全ゾーン
63	21	水資源保全ゾーン
63	22	水資源保全ゾーン
63	23	水資源保全ゾーン
63	33	水資源保全ゾーン
64	13	水資源保全ゾーン
64	14	水資源保全ゾーン
64	16	水資源保全ゾーン
64	18	水資源保全ゾーン
64	19	水資源保全ゾーン
64	20	水資源保全ゾーン
64	22	水資源保全ゾーン
64	31	水資源保全ゾーン
64	32	水資源保全ゾーン
65	6	水資源保全ゾーン
65	8	水資源保全ゾーン
65	9	水資源保全ゾーン
65	14	水資源保全ゾーン
65	18	水資源保全ゾーン
65	19	水資源保全ゾーン
65	60	水資源保全ゾーン
65	61	水資源保全ゾーン
65	62	水資源保全ゾーン
65	63	水資源保全ゾーン
65	65	水資源保全ゾーン
65	68	水資源保全ゾーン
65	69	水資源保全ゾーン
65	70	水資源保全ゾーン
65	71	水資源保全ゾーン
65	73	水資源保全ゾーン
65	74	水資源保全ゾーン

森林の区域		参考
林班	小班	
65	75	水資源保全ゾーン
65	76	水資源保全ゾーン
65	82	水資源保全ゾーン
65	95	水資源保全ゾーン
65	96	水資源保全ゾーン
68	46	水資源保全ゾーン
68	50	水資源保全ゾーン
68	51	水資源保全ゾーン
68	58	水資源保全ゾーン
68	70	水資源保全ゾーン
68	129	水資源保全ゾーン
68	130	水資源保全ゾーン
68	131	水資源保全ゾーン
68	132	水資源保全ゾーン
68	151	水資源保全ゾーン
68	181	水資源保全ゾーン
68	208	水資源保全ゾーン
75	11	水資源保全ゾーン
76	1	水資源保全ゾーン
78	143	水資源保全ゾーン
78	144	水資源保全ゾーン
78	145	水資源保全ゾーン
78	148	水資源保全ゾーン
84	2	水資源保全ゾーン
84	12	水資源保全ゾーン
84	13	水資源保全ゾーン
84	19	水資源保全ゾーン
84	32	水資源保全ゾーン
84	54	水資源保全ゾーン

厚岸町森林整備計画概要図その1

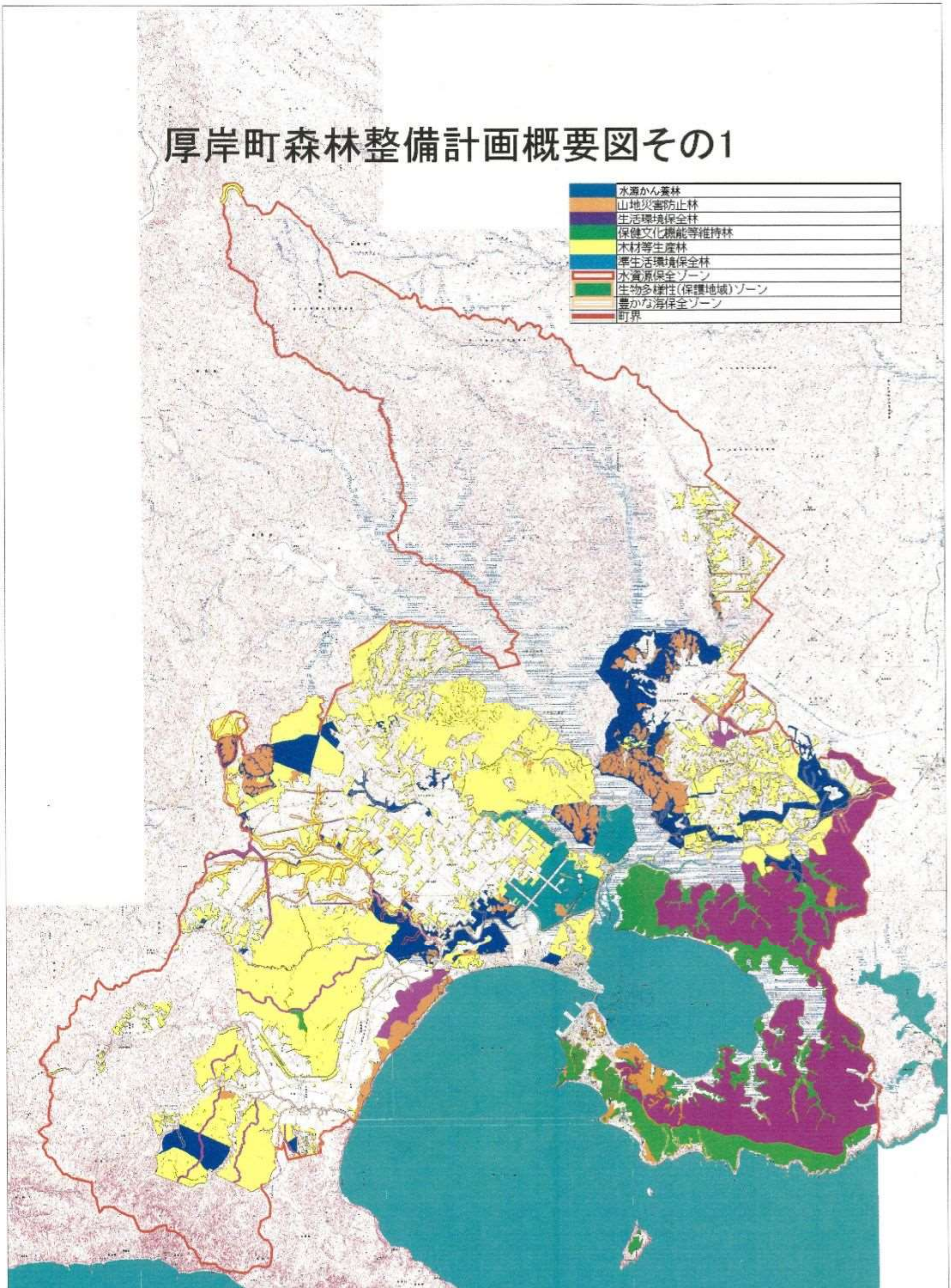

厚岸町森林整備計画概要図その2

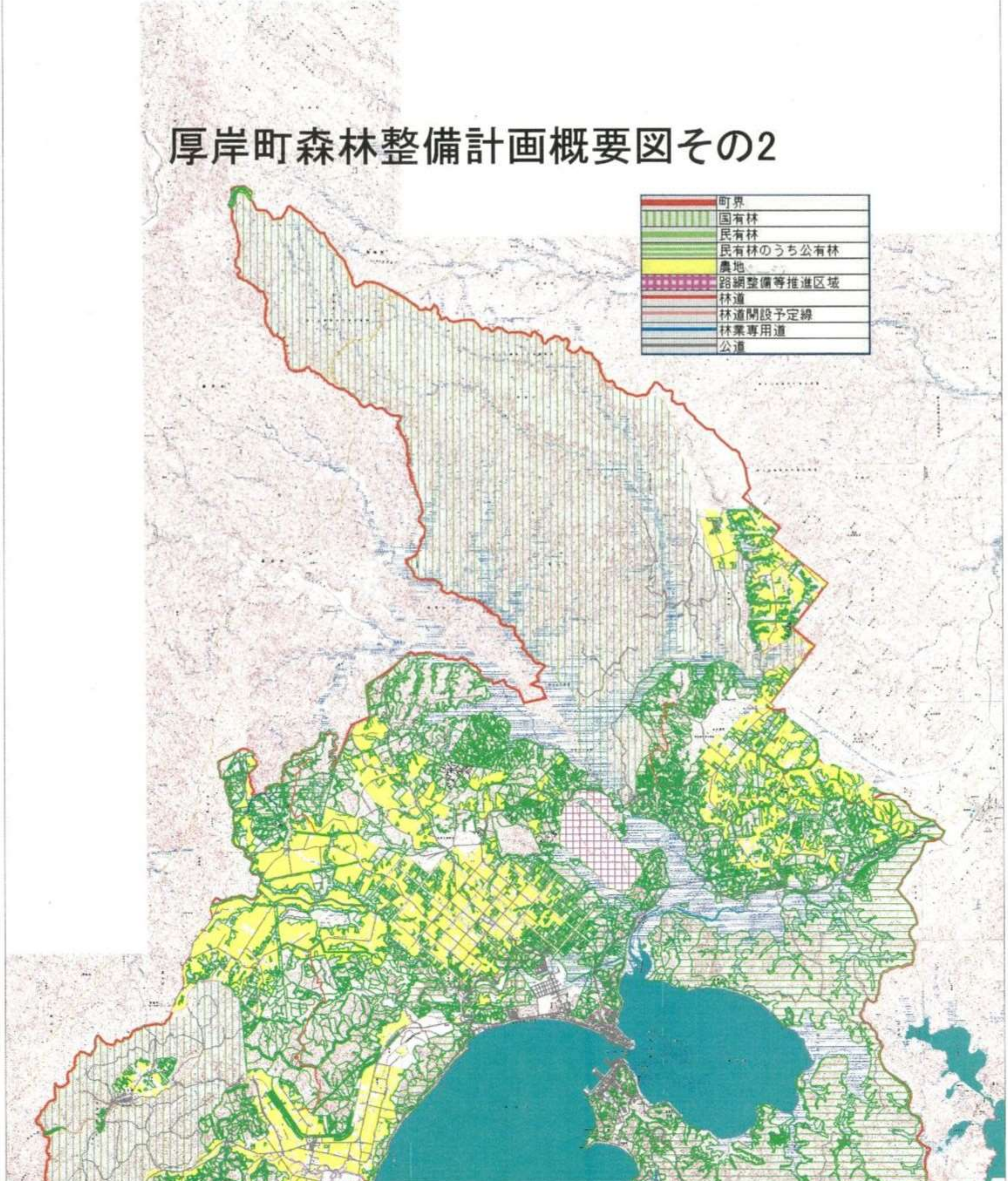

厚岸町森林整備計画概要図その3

厚岸町鳥獣害防止森林区域図

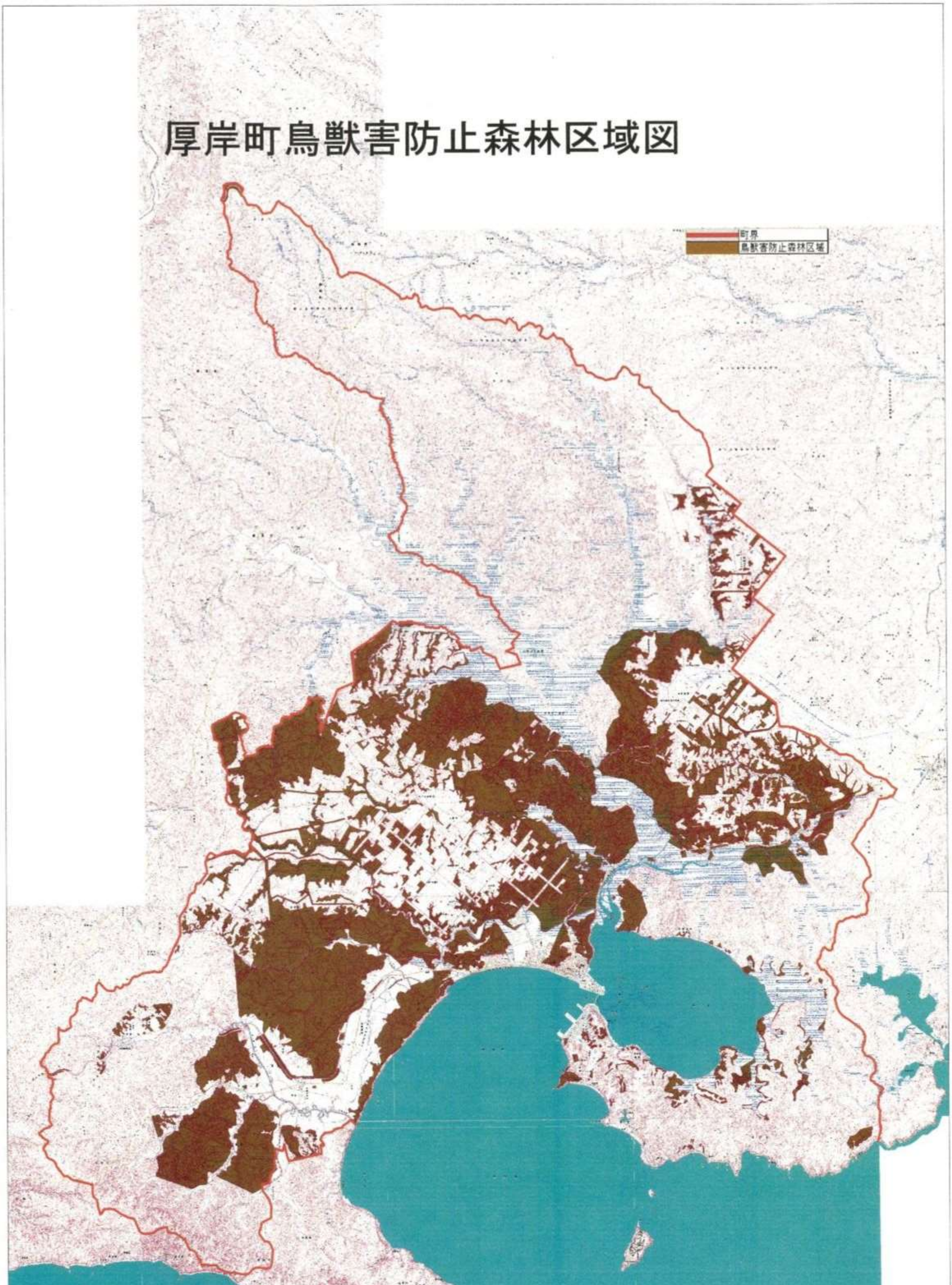

特に効率的な施業が可能な森林区域図